

## ドライクリーニング工場の住居系地域における 立地許可の判断基準

### 1 対象となる建築物

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域が指定された区域内における引火溶剤を用いるドライクリーニング工場であること。

### 2 許可の判断基準

当該工場の位置、構造等が次の条件に該当すること。

#### 1 騒音について

当該工場の位置、構造等が次の1～3までに適合していること。

- 1 通常許可を行う際に考慮されるべき騒音としては次号が想定されるものであり、工場の業態に応じて、それぞれの騒音ごとに住居の環境への影響を検討する必要があるものであること。
  - ① 操業等に伴い工場の中から発生する騒音。
  - ② 搬入、配送等工場の敷地の出入りに伴って発生する騒音。
- 2 操業等に伴い工場の中から発生する騒音にあつては、周辺の住宅地等における状況と比較して、住居の環境を害するものとならないことが、その業態、使用する機械等の種類からみて客観的かつ合理的に判断されること又は、周囲に対する騒音の低減を図るための対策が充分にとられていることにより上記と同様の状態となることが客観的かつ合理的に判断されること。具体的には以下の対策がとられていることが考えられる。
  - ① 敷地内の建築物の配置について、隣接建築物から一定の距離が取られていること。
  - ② 騒音源となる機械等を建築物内に配置する場合に、外壁に密着して設置されていない、隣接建築物から離れた場所に設置されている等の適切な配置がなされていること。
  - ③ 敷地外周に遮音壁の設置等がなされていること。
  - ④ 敷地外周に遮音壁の設置等がなされていること。
- 3 搬入、配送等工場の敷地の出入りに伴って発生する騒音にあつては騒音が生じる時間帯、頻度及び騒音の程度について、その業態に鑑み、合理的な想定がなされているものであり、周辺の住宅地等における状況と比較して、住居の環境を害するものとならないものであること。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

## ドライクリーニング工場の住居系地域における 立地許可の判断基準

### 2 交通量 について

当該工場の敷地及び自動車等の敷地への出入りの状況が、次の1～3までの条件に適合していること。

- 1 工場の敷地がその規模、自動車の出入りの頻度の相違に応じ、適切な幅員の道路に接していること。
- 2 敷地の出入り口が極力周囲の住居環境や道路交通に対する影響が少ない場所に設けられていること。
- 3 自動車等の敷地への出入りの頻度についてその業態に鑑み合理的な想定がなされているものであり、周辺の住宅地等における状況と比較して住居の環境を害するものとならないものであること。

### 3 臭気 について

工場に換気孔等を設ける場合に、その業態に応じて想定される臭気の程度に応じて、排気が隣接建築物に直接吹き付けることのないよう、換気孔の位置、方向及び排気口の高さ等の構造が適切なものとされていること又は防臭装置の設置がなされていること等により周辺環境に害を及ぼさないよう配慮されていること。

### 4 振動 について

振動源となる機械等を建築物内に配置する場合に、外壁に密着して設置されていない隣接建築物から離れた場所に設置されている振動を吸収する台の上に設置されている、等の適切な配置がなされていること。

### 5 照明・光 について

工場から発する光及び工場の敷地に入出入りする自動車等から発する光が、周囲の建築物に頻繁に当たることのないようにするため、敷地内の建築物の配置及び自動車動線の設定が適切になされていること又は植栽、目隠し坂の設置等が行われていること。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>